介護保険負担限度額認定の申請に係る留意事項

介護保険負担限度額認定の対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象となります。

①　市町村民税非課税世帯の方

②　世帯分離（別居）している配偶者（内縁関係含む）がいる場合、配偶者が市町村民税非課税である方

【年金収入等が８０万円以下の方】

預貯金等の資産の合計額が、配偶者がいる方で、夫婦の資産の合計額が1,650万円以下又は配偶者がいない方で、資産の合計額が650万円以下の方

【年金収入等が８０万円以上、１２０万円以下の方】

預貯金等の資産の合計額が、配偶者がいる方で、夫婦の資産の合計額が1,550万円以下又は配偶者がいない方で、資産の合計額が550万円以下の方

【年金収入等が１２０万円以上の方】

預貯金等の資産の合計額が、配偶者がいる方で、夫婦の資産の合計額が1,500万円以下又は配偶者がいない方で、資産の合計額が500万円以下の方

※　上記に該当しない方であっても、次のいずれにも該当する方は、特例で対象となる場合があります。

・特別養護老人ホーム等の施設に入所している方（ショートステイ利用を除く）

・2人以上の世帯(世帯分離している配偶者含む。以下「世帯員全員」という。)の方

・世帯員全員の合計所得金額と課税年金収入額の合計額から、利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費及び居住費）の年間の見込額を控除した額が、80万円以下

・世帯員全員の預貯金等の資産の合計が４５０万円以下

・世帯員が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外を所有していないこと

・世帯員全員に介護保険料等の滞納がないこと

提出先

提　出　先　乙部町役場　町民課介護保険係

後日、申告内容の誤り等により、対象とならないことが判明した場合

預貯金等の資産の申告等、後日、その申告内容の誤りにより、対象とならないことが判明した場合は、既に支給された（施設等に支払われた）特定入居者介護（予防）サービス費を返還していただきます。

また、虚偽の申告と判断された場合は、返還金に加え、介護保険法第２２条に基づき、返還金の最大２倍の加算金を徴収する場合があります。

なお、申告内容の確認のために、同意に基づき、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関に対して、預貯金並びに有価証券等の残高等について、調査する場合がありますので、ご承知願います。

預貯金等の申告を確認するための通帳等の写し等の添付書類の提出が必要となります

申請書の提出にあたり、次の書類を添付する必要があります。

なお、預貯金等の申告、通帳等の写し等の添付書類の提出、同意書の提出等を拒否する場合は、適正な審査を行うことができず、また、他の申請者との公平性を図るため、不支給とせざるを得ませんので、ご承知願います。

① 同意書

② 世帯分離する配偶者（内縁関係含む）がいる場合、その配偶者が本年１月１日現在、乙部町以外に住所を有していた場合は、その市町村が発行する市町村民税非課税証明書（当町被保険者等、当町で把握している場合がありますので、確認願います。）

③ 預貯金等の申告内容を確認するための通帳等の写し(下表を参考として下さい)

預貯金等に含まれるもの	提出が必要な添付書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し　※１
有価証券（株式･国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し　※２
金・銀（積立金を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に 把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し　※２
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し　※２
負債（住宅ローン等）	借用証書の写し　※３
現金（タンス預金）	自己申告

（注）通帳等の写し等の添付書類は、申請日の直近２ヶ月以内の写しを提出してください。

※１　インターネットバンクの場合、口座残高ページの写しでもかまいません。

※２　ウェブサイトの写しでもかまいません。

※３　負債額は、預貯金等の資産から控除されます。